

明治学院大学私費外国人留学生授業料減免内規

2008年12月17日	国際交流委員会了承
2012年12月19日	大学評議会承認
2014年 1月15日	大学評議会承認
2014年11月19日	大学評議会承認
2016年11月16日	大学評議会承認
2022年 7月13日	大学評議会承認

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学私費外国人留学生授業料減免規程により、学部学生に対する授業料減免が適正に行われることを目的とする。

(申請)

第2条 申請は、原則、毎学期の所定の期日に第4条に定められた申請書類を提出することにより行うことができる。

(資格)

第3条 授業料減免を受ける資格は下記の通りとする。

- (1) 申請期間において、日本での在留資格が「留学」であること。ただし、在留資格が「留学」で、「更新」手続き中の場合は申請できる。
- (2) 申請期間において日本に入国しており、かつ居住地が日本国内にあること。ただし、申請時点において特段の事情により一時的に日本を離れており、そのことを申請期間に先立って申し出、国際センター長が許可した者で、申請後所定の期日までに日本に入国した場合は申請できる。
- (3) 当該学期を休学中でないこと。
- (4) 国費留学生でないこと。
- (5) 国際協力機構、各国政府の奨学金を受給する国費留学生に準ずる留学生でないこと。
- (6) 編入生を除く学生は、学期ごとに定められた下記の単位数以上を修得していること。ただし、1学期終了前の場合は、他の要件を満たしていれば授業料減免を受けることができる。

各学期終了時点で必要な修得単位数

1学期終了前*	0単位
1学期終了後	15単位
2学期終了後	30単位
3学期終了後	45単位
4学期終了後	60単位
5学期終了後	75単位
6学期終了後	90単位
7学期終了後	105単位

・休学の場合：休学した学期は終了学期に算入しない。

・再入学の場合：本学在学期間の学期数の合計とする。

*1学期終了前とは、新生で本学での終了学期がなく、成績（単位）を修得したことがないことを示す。

- (7) 編入生は、編入後の学期ごとに定められた下記の単位数以上を修得していること。ただし、1学期終了前の場合は、他の要件を満たしていれば授業料減免を受けることができる。

各学期終了時点で必要な修得単位数

1学期終了前(*1)	0単位
1学期終了後	15単位(*2)または75単位(*3)
2学期終了後	30単位(*2)または90単位(*3)
3学期終了後	45単位(*2)または105単位(*3)

・休学の場合：休学した学期は終了学期に算入しない。

・再入学の場合：本学在学期間の学期数の合計とする。

・受給回数は編入した年から最長4学期間とする。

*1 1学期終了前とは、本学での終了学期がなく、成績（単位）を修得したことがないことを示す。

*2 認定単位を換算しない、本学で修得した総単位

*3 認定単位を換算した総修得単位

(8) 経済的に困難な状況であること。

原則として以下の基準による。

- ・仕送り（学納金を除く）が、平均月額90,000円以下であること。
- ・在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること。

(9) 当該年度5月1日現在で、履修登録の未登録期間が、継続して1年以上となることが明らかなる者は除く。ただし、卒業年次生で卒業要件単位の修得を完了している者はその限りではない。

(10) 支給期間が8学期（編入生は4学期）を超えないこと。

(11) 明治学院大学学生国際交流規程第2条で定められた国外派遣留学生でないこと。

(申請書類)

第4条 授業料減免を希望する学生は定められた期日までに下記の書類を提出するものとする。

(1) 明治学院大学私費外国人留学生授業料減免申請書（所定用紙）

(2) その他国際センターもしくは国際センター委員長が提出を求める書類

(給付)

第5条 第4条の申請書類を定められた期日までに提出し、第3条の資格を満たす場合は、授業料減免を受けることができる。なお、減免の給付は学期毎とする。

(減免額)

第6条 減免の対象は、授業料のみとし、減免額は明治学院大学私費外国人留学生授業料減免規程によるものとする。

(減免の取り消し)

第7条 減免対象者で、次の各号の一に該当するときは、減免の資格を取り消すことがある。すでに減免を受けている者には、減免された授業料を返還させることができる。

(1) 学則による懲戒処分を受けたとき

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき

(3) その他、減免を受ける者として不適格と認められたとき

2 取り消し、返還の可否および金額については、国際センター委員会で決定する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、国際センター委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付 則

1 2009年4月1日より施行する。

2 2013年4月1日より施行する。

3 2014年4月1日より施行する。

4 この内規は、2014年9月1日から施行する。（国際センター及び国際センター委員会の設置による。）

5 この内規は、2017年4月1日から施行する。（第3条、第4条、第6条、第7条第2項の変更）

6 この内規は、2023年4月1日から施行する。（第1条、第2条、第3条、第5条、第7条の変更 「明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免内規」の制定による。）